技能労働者の賃金水準の引上げに向けた取組に関する決議

2023年3月24日 一般社団法人日本建設業連合会

日建連では、従来より担い手の確保・育成に向けた様々な取組を行ってきたところであり、2014年の「建設技能労働者の人材確保・育成に関する提言」では、技能労働者の年収水準が全産業労働者平均と同等の平均年収となることを目指す目標を掲げたところである。担い手確保のためには技能労働者の処遇改善が不可欠であり、新3Kの一つである「給料が良い」を実現するため、引き続き建設技能労働者の年収を全産業労働者平均レベルとなるよう引き上げていかなければならない。

岸田政権は、未来を切り拓く「新しい資本主義」実現のためには成長と分配の好循環が重要であり、その中核が賃上げであるとし、特に中小企業の賃上げに向けて下請け取引の適正化などを強化し、下請事業者への不当なしわ寄せを解消し、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、価格転嫁対策の強化に取り組んでいる。

また、国土交通省より、本年2月14日付けで公共工事設計労務単価の改定が発表され、3月から主要12職種で5%、全職種で5.2%の引上げが行われた。これは、官と民が協働して技能者の処遇改善に努めてきた建設業界の取組が反映されたものであり、伸び率が5%以上になることは9年ぶりである。更に、3月29日に開催された斉藤国土交通大臣と当会を含む建設業団体との意見交換会において、この好循環を継続するとともに、賃金が技能労働者に行き渡ることが必要であり、「様々な課題があるものの、本年は技能労働者の賃金が概ね5%上昇することを目指して、全ての関係者が可能な取組を進めること」とされた。

「技能労働者の賃金が概ね 5%上昇することを目指す」ことは、資材高騰や民間建設市場における競争激化などを考慮すると、大変厳しい状況であると言わざるを得ないが、以上のような状況を踏まえ、公共工事設計労務単価の引上げと技能労働者の更なる賃上げという好循環を継続していくため、下記のとおり理事会の総意として決議する。

記

1. 技能労働者の賃金が概ね5%上昇することを目指す趣旨に適う下請契約の締結

日建連会員企業は、「労務費見積り尊重宣言(2018年9月18日決定)」の2023年度の運用について、一次下請への見積り依頼に際して、技能労働者の賃金が概ね5%上昇する趣旨に適う適切な労務費を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重するものとすること。

(参考) 労務費見積り尊重宣言

日建連会員企業は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、 一次下請企業への見積り依頼に際して、内訳明示が進んできている法定福利費に加えて 労務賃金改善の趣旨に適う適切な労務費(労務賃金)を内訳明示した見積書の提出要請 を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重する。

2. 技能労働者への適切な賃金支払いの徹底

下請契約に当たっては、一次下請との契約時において、技能労働者に対し、社会保険料等の個人負担分を含め、賃金が概ね5%上昇することを目指す趣旨に適う適切な賃金が支払われるよう、一次下請に要請する。また、直接の契約関係がない二次以下の下請企業に対しても、一次下請等を介して、技能労働者の賃金が概ね5%上昇することを目指す趣旨に適う適切な賃金が技能労働者に支払われるよう順次依頼すること。

3. 適正な受注活動の徹底

公共工事、民間工事を問わず、過度な安値受注、いわゆるダンピング受注等公正な競争を妨げる行為を行わないことは「日建連等企業行動規範 2013」で明示されており、また、適正な受注活動の実施については、これまでも会長名で要請を行ってきたところであるが、改めて、①適正価格での受注の徹底②適正工期の確保③適正な契約条件の確保を徹底すること。

なお、適正な受注活動は、あくまで自社の責任において行われるものであって、不当な 取引制限に繋がるような行為は絶対にあってはならないこと。

以上